

藤岡市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札において、低入札価格調査制度（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格（消費税及び地方消費税を除く。）で入札が行われた場合に、調査を実施した上で落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）を適用する場合に必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の適用対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式を適用する工事（以下「総合評価落札方式」という。）又は市長が特に必要と認める工事（以下「その他工事」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次に掲げる額の合計額（以下この項において「合計額」という。）とする。ただし、合計額が予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額を、合計額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額を調査基準価格とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出して得た調査基準価格の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(失格基準価格)

第4条 調査基準価格から予定価格に5パーセントを乗じて得た額を差し引いた額（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査を実施することなく失格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 対象工事の入札を行おうとするときは、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
- (2) 調査基準価格及び失格基準価格の設定があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価点の最も高い者又は最低入札価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (6) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、総合評価落札方式による総合評価点の最も高い者の入札価格又はその他工事による最低入札価格（以下「最低入札価格等」という。）が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上で入札が行われたときは、入札執行者は、入札参加者に対して保留と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 契約検査課長は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、最低入札価格等が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上で入札を行った者に対して、次に掲げる書類を提出させ、事情聴取を行うとともに、その者の経営状況等について調査する。

- (1) 当該価格により入札した理由を記載した入札価格説明書（様式第1号）及び入札価格内訳書
- (2) 手持工事の状況を記載した手持工事状況一覧表（様式第2号）
- (3) 手持機械数の状況を記載した使用予定機械等一覧表（様式第3号）
- (4) 当該工事に使用する資材等の調達方法を記載した使用予定資材等一覧表（様式第4号）
- (5) 予定施工体制を記載した予定施工体制調書（様式第5号）

2 契約検査課長は、最低入札価格等の入札者のほかに調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合で、必要があると認められたときは、前項の規定にかかわらず、最低入札価格等の入札者と併せて、当該調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について前項の調査をすることができる。

3 契約検査課長は、第1項各号に規定する書類の提出があったときは、当該書類の写しを当該工事担当課長に送付し、当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについての所見を聴取の上、低入札価格調査票（様式第6号）を作成するものとする。

（低入札価格調査委員会への付議）

第8条 契約検査課長は、前条の規定により調査を実施したときは、その入札価格によって当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについて、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に付議し、その審査を受けなければならない。

（落札者の決定）

第9条 契約検査課長は、前条の規定による審査の結果、入札価格によって当該契約の内容に適合した施工がされると認められるときは、最低入札価格等の入札者を落札者として決定するものとし、施工がされないおそれがあると認められるときは、最低入札価格等の入札者を落札者とししないものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により最低入札価格等の入札者を落札者としない場合において、総合評価落札方式による総合評価点が次に高い者の入札価格又はその他工事による最低入札価格が次に低い入札価格（以下「次順位入札価格」という。）が調査基準価格以上の価格であり、予定価格の制限の範囲内であったときには、次順位入札価格の入札者を落札者として決定する。

第10条 前3条の規定は、前条第1項の規定により最低入札価格等の入札者を落札者としない場合で、次順位入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときについて準用する。

（落札者の通知）

第11条 契約検査課長は、前2条の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

（調査委員会の設置）

第12条 第8条の規定による審査を行うため、調査委員会を置く。

2 調査委員会の組織、会議及び庶務は、藤岡市工事等請負業者選定委員会規程（昭和57年訓令第16号）の規定を準用する。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。